公の施設の指定管理者の指定(飯田市南信濃木沢都市山村交流促進施設)について

#### 1 公の施設の概要

#### (1) 基本情報

	1 114 17:				
ア	施設名(通称)	飯田市南信濃木沢都市山村交流促進施設(旧木沢小学校)			
1	所在地	飯田市南信濃木沢781番地			
ウ	設置年月日	平成23年4月1日			
九	地域住民と都市住民との交流の場及び地域住民が相互に交 エ 設置目的 行う場を提供することにより、地域社会の活性化を図り、も 住民福祉の向上に資する。				
オ	施設・設備	<ul> <li>(1)構造 木造 6棟</li> <li>②敷地面積 2,951.80㎡</li> <li>③延床面積 1,398.00㎡</li> <li>④施設の内訳</li> <li>ア 教室棟 2階建て・842.00㎡</li> <li>イ 特別教室棟 平屋建て・166.00㎡</li> <li>ウ 用務員室 平屋建て・27.00㎡</li> <li>エ 調理室(事務室) 平屋建て・66.00㎡</li> <li>オ 屋内運動場 平屋建て・277.00㎡</li> <li>カ 便所 平屋建て・20.00㎡</li> </ul>			
カ	施設の写真				







教室棟

屋内運動場

特別教室棟







教室棟内展示



特別教室棟内展示

# (2) 管理の状況

ア	施設を管理する所管課	地域自治振興課				
イ	現在の管理方法	指定管理				
ウ	指定管理者制度導入年月日	平成23年4月1日				
工	現在の指定管理者名(募集方法)	木沢地区活性化推進協議会(非公募)				
オ	現在の指定管理期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日				
		①施設の利用の許可及び促進に関する業務				
		②施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)				
	指定管理者が行う業務	の額、利用料金の納付の方法及び利用料金の還付				
		の方法を定め、並びに利用料金を徴収する業務				
		③施設の建物、敷地及び設備の維持管理に関する業				
カ		務				
//		④前各号に掲げるもののほか、市長が別に指定する				
		業務				
		・施設を活用した地域住民と都市住民との交流の				
		場及び地域住民相互の交流の場とする業務				
		・施設を活用した情報発信業務				
		・施設来訪者に対する各種情報提供業務				

# (3) 利用の状況(有効性)

ア	営業(開館)状況	令和4年度	令和5年度	備考		
	日数	320日	315日			
	利用者数	4,400人	4,600人			
		・地域内の歴史・	・地域内の歴史・文化など展示や施設管理者による説明が			
		丁寧に行われてい	る。			
1	利用者のニーズ・意見等	・木造校舎を活用した取組を継続してほしい。				
		・施設を活用したイベントも多く、地区内外の人との交流				
		ができる場所となっている。				
		・地域の歴史・文化に知見のある管理者が、施設を活用し				
ゥ	利用者のメリット(利便	各種事業を行うことにより、交流人口の創出につながって				
	性の向上、利用者の増加、	いる。				
	地域活性化等の効果)	・管理者の創意工夫により、展示物なども充実しており、				
	地域值性化等(/)从本/	利用者の満足度も高く、リピーターも含めた利用者の増加				
		につながっている。	)			

# (4) 収支の状況 (効率性)

ア	アー決算		令和4年度(円)	令和5年度(円)	備考
	収入 (A)		522, 338	604, 389	令和5年度
	施設利用料等収入		276, 000	324, 000	事業費増額により基
	市支出の指定管理料		0	0	金取崩
	繰越金		170, 126	36, 464	150,000円
		その他	76, 212	243, 925	

	支出 (B)	485, 874	543, 221		
	事業費	115, 388	231. 881	令和5年度	
	光熱水費	305, 577	280, 198	音楽イベント、絵画	
	通信運搬費	8, 895	13, 544	展などの事業による	
	管理費(汲み取り他)	51, 014	12, 598	経費増	
	会費 (観光協会)	5, 000	5, 000		
	収支 (A-B)	36, 464	61, 168		
イ 運営上のメリット(経費		・管理は地域内外の	)ボランティアや小中	『学校の児童・生徒	
の節減、職員事務量の削減		による清掃などの	協力により経費削減	を図っている。ま	
の効果)		た、光熱水費は節電等を日頃から徹底している。			

#### (5) 外部評価

令和6年度末で指定管理協定期間が終了する施設の実績評価 (上記(1)から(4)までに記載の内部評価) に対する外部評価の結果

評価機関	飯田市行財政改革推進委員会			
評価期日	令和6年7月17日			
評価結果	総評・おおむね良好な管理状況と確認した。			
	特記事項	・指定管理業務を行う上で指定管理料を措置しないことの妥当		
	性についての意見があった。			

# 2 指定管理者選定の経過

# (1) 募集の状況

が来りれん	
ア 募集方法(公 募・非公募)	非公募
非公募の理由	木沢地区活性化推進協議会は、旧南信濃村時代から地域振興の拠点と
	して、この施設を活用した各種振興事業や施設の保存活動を行ってきて
	いる。地域密着型の団体へ管理を委ねた方が、都市農村交流を始めとし
	た地域づくりに、より効果を発揮できると見込めるため。
	1 指定管理者が行う業務(指定事業)
	(1) 施設の利用の許可及び促進に関する業務
	①公共の施設として利用者の区別なく公平に利用できるようにする。
	②施設の利用を促進するための取組を行う。
	③日常的に施設を利用する地域住民等利用者の増加に向けた取組を行
	う。
	<ul><li>④施設内でサービス等を提供しようとする者に対しては、施設の目的、</li></ul>
	- 利用者のニーズに沿ったものであるか判断の上で許可を行う。
	⑤地域住民等による活動の場としての施設利用を積極的に促進するた
	めの取組を行う。
	  (2) 施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の額、利用料金
	の納付の方法及び利用料金の還付の方法を定め、並びに利用料金を徴
	収する業務
	①公共の施設として、公平、公正な利用料金の徴収を行う。
	②適切な利用料金の設定、および利用料金体系の工夫等による、複数
	回利用者(リピーター)の増加に向けた取組を行う。
イ 指定管理者	③公共的な目的での使用等により、施設利用料を減免する際の手続き
が行う業務	を適切に行う。
	(3) 施設の建物、敷地及び設備の維持管理に関する業務
	①公共施設として、利用者の安全に配慮した施設管理を行う。
	②施設の利用者の満足度を高めるための適切な施設管理を行う。
	③周辺住民等の生活環境等にも配慮した、施設周辺の環境整備、管理
	を行う。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	行う。
	①施設を活用した地域住民と都市住民との交流の場及び地域住民相互
	の交流の場とする業務
	の交流の場合する未務   ②施設を活用した情報発信業務
	②施設を活用した情報発信業務   ③施設来訪者に対する各種情報提供業務
	② 旭 放来 初 有 に 対 り る 谷 僅 情 報 佐 快 来 榜 2 自 主 事 業
	<sup>2</sup> 日土争果   指定管理者が行う業務に関して、指定事業の実施を妨げない範囲に
	おいて、あらかじめ飯田市の承認を得て、施設の設置目的に沿った事
	業で、指定管理者が自ら提案するものを行うことができる。

	この施設は、地域密着型の団体が指定管理者となることが想定されて				
	いるため、指定管理料を措置しない。				
	項目	金額 (円)	備考		
ウ 指定管理業	支出 (ア)				
務に係る運営					
経費の試算					
	収入(イ)				
	収支 (ア)-(イ)				
指定管理料	提示上限額 0円	/年			
エ 応募者数	1 団体				

#### (2) 選定の結果

#### ア 団体の概要

(ア) 名称・商号	木沢地区活性化推進協議会		
(イ) 代表者	会長 前澤 憲道		
(ウ) 所在地	飯田市南信濃木沢781番地		
(エ) 設立年月日	平成3年5月18日		
(才) 設立目的	時代に即応した木沢地区の活性化を研究し、計画を樹立して共に調和のある発展を図ることを目的とする。 1. 旧木沢小学校の有効活用 2. 地域の宝を活用した地域づくり事業の実施 3. 豊かで住みよい地域づくりの研究 4. 関係機関への要望 5. その他目的達成に必要な事項		
(カ) 基本財産	_		
(キ) 役員・職員	26名(会長1名・副会長2名・監事2名他会に賛同する者で構成)		

#### イ 選定の理由(令和6年飯田市告示第153号)

候補者は、平成23年4月から当該施設の指定管理者として、施設の設置目的を十分理解されたうえで、都市山村交流を目的とした様々な事業に取り組んでおり、的確な管理運営が期待できる。また、当該施設を活用した遠山郷の歴史・文化の発信や、都市山村の交流を目指した事業の企画など当該施設をより多くの方々の利用につなげる意欲ある取組を提案している。

候補者が当該施設の管理運営を行うことにより、地域と密着した取組が図られ、交流 拠点としての機能の向上と地域の活性化が期待でき、これまで適正かつ安定的な施設管 理を行ってきた実績もあることから、継続して指定管理者に指定することが適当であ る。

### (3) 評価の視点(適格性)

区分	配点	得点	評価
ア 指定管理者としての適性	10	7. 50	施設の設置目的を理解し、施設の管理運営に関する 適正な管理計画が提案された。団体の財務状況は良 好であり、管理運営の能力はある。
イ 施設の有効活 用	10	8. 33	施設の機能を十分に生かし、地域の歴史と文化を利用者へ伝える工夫がされている。また、地域内外の交流拠点として、地域の活性化や遠山郷のファンづくりを目指したイベント開催等の取組が提案された。
ウ 利用者対応(改 善姿勢)	20	16. 67	利用者が利用しやすい環境づくりへの配慮や利用者 と連携した情報発信の取組など、施設機能の向上と 利用者ニーズに対応する提案がされた。
エ 事業収支(収支 の妥当性)	10	7. 50	事業計画に基づく収支予算の見積りが提案され、堅 実な経営が期待できる((4)に記載のとおり)。
オ 職員配置等の 管理体制	20	16. 67	業務に従事する人員について、適切な人的配置が提 案された。
カ 危機管理の対 応等	20	15. 00	災害や事故発生時の対応が適切に計画され、マニュ アル化されている。
キ 地域連携・地域 貢献	10	10.00	小中学生などの地域学習の場としての受入れを始め、地域内の他団体の主催する事業への協力など企画されている。また、事業を通じた関係人口づくりなど、地元まちづくり委員会と連携していくなど意欲的な取組が提案された。
合計	100	81.67	

(備考) 適格の合否基準は、評価得点の合計50.00点以上と定めた上で評価

# (4) 提案された令和7年度の事業収支(収支予算の見積り)

	項目	金額 (円)
収入	(A)	500,000
	指定管理業務に係る収入	500,000
	市支出の指定管理料	0
	施設利用料等収入	300,000
	その他(協力金他)	200,000
支出	(B)	500,000
	光熱水費	300,000
	通信運搬費	20,000
	事業費	100,000
	管理費 (汲み取り・簡易修繕)	55, 000
	保険料	20,000
	会費 (観光協会)	5,000
収支	(A-B)	0